

地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	ページ
22	旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し	1
33	不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用	12
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大	15
31	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し	19
23	宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止	22

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省、農林水産省 第2次回答

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化

提案団体

宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

- ・時効取得手続きの簡素化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化
- ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化

具体的な支障事例

国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公共事業をはじめとする土地取引の円滑化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。

根拠法令等

自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登日記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県

○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が

欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。

○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。

提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。

○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していこうとする場合、その事案に対しての人や時間等も含めた労力が多大に消費され思ったような成果が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。

各府省からの第1次回答

国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の囑託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席)で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行ったところ。

その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答で示されている出席対象者の縮小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があった場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府省において地方農政局・地方法務局・都道府県等に対して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。

また、登記官による登記の職権消除に関しては、

① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせると法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。

② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。

一方、本件においては、法務局をメンバーに含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。

協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとする誤った登記を公示し続けることは、公示を信じて取引等をする者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。

そもそも、二重登記の状態を出現させたことについて、都道府県に責任はない上、現実的に登記を抹消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消除するよう、前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事案の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事案処理を行う観点から、①事案に関係する地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。

なお、第三者が買受勧奨に応じず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかないものであることから、都道府県に対し、登記の嘱託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととすることで、都道府県の事務負担の問題は解消されるものとする。

この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における職権消除の義務化のような制度の創設は困難であり（最判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁）、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。

具体的な支障事例

①農耕貸付

都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。

②売払い

同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。

域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち30%以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができず、住民からは不満が出ている。

また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。

売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地について農地としての貸付又は売払いを円滑に行うことが可能となることで、小規模であるが貴重な農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の減少、管理費用の削減となる。

なお、自家用農作物生産のための農地であっても、農地として保持することが環境面、国土資源という観点からも有効と考えられる。

根拠法令等

農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例よることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号口、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県

○当県でも、①農耕貸付については、管理耕起を依頼している相手方に、直ちに農耕貸付できない事案があるほか、②農業利用目的売払いについても、土地改良事業（基盤整備事業）によって従前の耕作者の隣接地に換地された国有農地の一部が、当該耕作者に買受適格がないため、売払いの見通しが立っていない。

○農耕借受者から国有農地の買受け希望（農地売り）があるにもかかわらず、当該借受者が3条要件を満たさないことを理由に処分に苦慮している事例は多々あるため（農耕貸付地101件中、借受者が農地として取得を希望している事例は20件）、3条要件を例外的に緩和することで、処分の迅速化につながるものとする。

○①農耕貸付については、当県においても、借受人が高齢化し、農耕貸付を解約する事例が毎年1～2件ある。解約された土地については、県で管理することとなるが、草刈り等の管理費用が年々増加しており、対応に苦慮している。今後さらに解約される土地が増加することが見込まれることから、柔軟な貸付を行うことを含め多様な管理方法の検討が必要である。

②売払いについても当県において、農耕借受者から買受の申し出があるものの、農地法上の買受要件を満たさないことから、売払できず、解約となった事例がある。特に国有農地については、当時小作人であっても経営面積が基準以下であったり、将来市街化の進展が予想された土地は売払保留されたため、農耕借受者（当時の小作人）としては本来であれば自身に売渡しされるべき土地であったという認識が強い。提案県の意見と同様に取得後一定期間は転用を禁止する等地域の实情に合わせた条件を設けたうえで、農耕貸付者に売払いが可能な制度改正が必要である。

○当県においても、借受者との解約が進んでおり、これまで借受者が担ってきた国有農地の管理について、県が市町村にお願いして草刈り等を行っているものの、対象地の増加に伴って人的・金銭的コストが増大している。なお、国有農地の借受者は、買受希望があっても下限面積を満たしていないために、売渡しを受けることができない場合が多い。

○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○当県が管理する国有農地で農耕貸付地はいずれも狭小で耕作条件が良くない物件がほとんどである。借受者から農耕貸付地の取得希望があるものの、借受者が農地法第3条第2項に定める下限面積要件を満たすことができずに処分できなくなっている事例があることから、国有農地の処分を迅速に進めるため、農耕借受者への貸付地の売渡については農地法第3条第2項第5号の適用除外が必要と考える。

各府省からの第1次回答

国有農地の耕作目的の貸付地（農耕貸付地）は、買収当時から的小作地が大部分であり、これは、経営規模が零細であることから、小作人への売渡しを保留され、貸付けが継続されたことによるものである。

一方で、新規の貸付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件（取得後の農地面積の合計が50アール以上等）については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえると国有農地のみこの要件を不要とすることは困難である。

なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の实情に応じて適当と認められる面積に引き下げることができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の貸付けや売払いができるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国有農地等については一般農地と異なり早期処分を求められている中で、一般農地と同様の要件を設けて処

分の促進を妨げていることは、国の施策としての統一性が図られていないといえる。

現在残っている国有農地等は、県内に散在し、ほとんどが面積が極小のため、一定規模の経営を実現しようとする者からの利用希望は望めない。そのため、長期にわたり適正に耕作してきた農耕借受者等に売払いを行わないとすると、今後も長期にわたり国有農地の処分はできないこととなる。

また、無断転用等により下限面積要件なく農地取得が可能な状況に対し、適正な農地利用をしてきた者から不公平との声も上がっており、国に対する不信感につながりかねないことから、早期処分促進に向けて要件緩和を求める。

下限面積要件を農業委員会が設定することが可能であるとしても、本県での農耕貸付面積は1筆1アール未満のものが相当数ある。

10アール未満の面積設定にあたっては、遊休農地等が相当程度存在し、小規模農家の増加により周辺農地の効率的利用に支障を生ずるおそれがない区域に限って、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとなっている。国有農地の売払いのためだけに、下限面積要件の引き下げを設定することは現実的に難しい。

加えて、極小な単位で面積設定をすることは、当該区域の農業委員会に別段の面積を定めるための調査、周辺農業者の意向確認、公示等煩雑かつ膨大な事務を強いるもので不適切である。

本来であれば、国で管理すべきものでありながら、都道府県に対して国有農地等の管理業務を強いており、かつ戦後70年以上経過し、未だ早期処分が実現されていない状況を踏まえて、現行制度による農業振興の側面だけでなく、財産処分の視点から、早急に見直していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各地域の実情に応じ、農業委員会が下限面積の要件として設定できる別段の面積の実態（別段の面積の規模別の状況、設定に要する手続的負担等）について必要最小限度で早急に調査した上で、現行制度の別段の面積の設定では提案団体等の支障が十分には解消できないことが確認された場合には、戦後70年が経過する中で、いつまでも都道府県に国有農地等の管理を行わせることがないよう、国有農地等の早期処分の実現に向け、国有農地等に関する下限面積要件の見直しを検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

国有農地の一筆単位の管理規模や立地状況等を把握・整理した上で、下限面積要件により売払い等が困難であると認められる場合には、国有農地に限り、下限面積要件を適用しないことを検討する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮

提案団体

三重県、宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。

具体的な支障事例

国有農地等の処分について、国においては令和11(2030)年度末までに「売却不能な国有農地等をゼロ」とする目標を掲げており、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。

国有農地等の処分に当たっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考ええる。

6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考ええる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な処分を行うことが可能となり、国土の有効活用が見込めるとともに、管理経費の削減に繋がる。

根拠法令等

平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法第80条、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第7の2の(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県

○当県でも、国有農地の隣接地権者から非農業利用目的売払い要望があり、旧農地法施行令第17条に基づ

く公告を行ったが、公告期間中に、隣接地権者から、たびたび進捗状況に係る問合せ等や処分の迅速化の要求がある。

○国有農地等の処分にあっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売り払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものとする。6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分まで長期間かかっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。

○旧農地法施行令第17条公告は、旧所有者の買受優先権があるため、行われるものであるが、戦後80年以上が経過し、旧所有者が死亡するなどのケースが多くなる中、その相続人等の承継人が、かつて農地があったこと、またその農地が戻ってくる可能性について認識しているケースは極めて稀であることを考えると、6カ月間の公告を行う必要性は低いと考える。

○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。

○旧所有者への買受請求権の権利を確保するためには、一定期間の公告期間は必要と考えるが、旧売払特別措置法4条1項2号、令18条では3カ月と定めていた時代もあることから、時代の要請に応じて見直しの検討は必要と考える。

各府省からの第1次回答

国有農地等の買収前の所有者又はその一般承継人(以下「旧所有者等」という。)の買受け意向確認について、6か月の公告期間を設定している。当該期間は、農地改革後60年経過し、都道府県が行う旧所有者等を特定する事務処理に多大な労力を要する状況となっていたことから、平成21年の農地法等の改正により、都道府県による旧所有者等の特定に係る探索手続を合理化し、これにともない、民法(相続人の探索の公告の期間(民法第958条))等の規定を踏まえ、所在不明な旧所有者等がいることを念頭に当該土地を売り払うことの周知と、買受けを熟考するために必要な行政上配慮すべき期間として定められたものであり、近年旧所有者等からの売払い希望がないからといってこれを短縮することは権利者保護の観点から不相当だと考える。

なお、令和元年度の地方分権改革の提案を受け、不要地認定から財務局等への引継ぎまでの標準処理期間等を定め、円滑・迅速な手続が行われるよう措置したところ。今後は、旧所有者等への公告手続も含め早期に手続が進むよう努めるとともに、地方農政局等に周知を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状では、旧所有者等への公告を行うにあたり、旧所有者等に関する資料調査や不要地認定を行う必要があり、本県では当該事務に3カ月程度要している。そのため、公告期間6カ月とそれに付随する事務にかかる期間は9カ月となっている。

平成21年の改正により、戸籍調査の業務負担は一定軽減されたものの、処分期間についてはそれほど短縮されたという実感はなく、買受けの申出から財務省に引き継ぐまでに、公告にかかる事務の他、地図調査や財務省との調整等を含めると、約2年程度要している状況にある。

現状の処理期間では、土地の取得を希望する民間・公的な事業進捗にも多大な影響を及ぼしており、住民からも公告にかかる期間を短縮するよう要望がある。また、農林水産省においては令和11年度末までに「売却不能な国有農地をゼロとする」政策目標を掲げていることから、処分の促進を図るための更なる見直しの必要性があると考えられる。

旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると「法律上当然被収用者に返還しなければならないものでない」が「権利を保証する措置をとることが立法政策上当を得たものである」とされているものの、権利者保護のための具体的手法や期間は示されていない。すでに戦後70年以上経過しており、早期に国有農地等の処分を進める上でも改めて制度の見直しが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

1次ヒアリングにおいて、平成21年の農地法等の改正で公告期間を6か月と定めたと、更なる見直しを行うための立法事実がないという説明があった。

しかし、提案団体からは、当該公告期間により早期処分が阻害される、旧所有者等からの買受申込みがないといった実情が示されていることから、平成21年の農地法等の改正により早期処分が実現されたか等の実態を必要最小限度で早急に調査し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

最近の旧所有者等への売払いの状況や買受け申込みの時期を把握した上で、旧所有者等全員の意向が確認できる場合は、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに旧所有者等への売却又は財務省への引継のための手続を進めることを検討する。

また、全員の意向が確認できない場合には、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに財務省への引継のための手続を進めることを検討する。

なお、6ヶ月の期間の短縮は、買受請求権のある旧所有者又はその一般承継人の権利保護上必要な期間として、民法等の規定を踏まえて定めたものであるため困難である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化

提案団体

三重県、宮城県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。

具体的な支障事例

国有農地等が新たに発見され、既にその財産を住宅用地等として占有している者から、都道府県が証拠資料等から時効が完成していると判断し、国の通知「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)」に基づき、時効取得確認申出書の提出前に、農政局に時効取得の申入れの可否を相談するが、明確な理由が示されないまま、自作農財産紛争処理等連絡協議会への付議は出来ない旨を口頭で伝えられ、時効取得が認められないケースがある。このため、申出書の提出にも至らず、処分を結果的に断念する案件もある。

都道府県としては時効が完成していると判断した場合でも、国が制度の活用を認めない場合、時効の申出者に対し拒否に至った明確な理由を提示できず、説明責任を果たせない状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

裁判によらずとも解決できるよう柔軟な運用とすることで、都道府県民及び国双方の負担の軽減及び国有農地等の早期処分にもつながり、迅速な処分が可能となることとなり、しいては管理経費の削減に繋がる。

また、時効取得制度の適正な運用及び時効取得の認定にかかる基準を明確化することにより、国民への説明責任を果たすことが可能となり、適正な運営が図れる。

根拠法令等

民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、茨城県、鳥取県

—

各府省からの第1次回答

提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨告げられた」ことを含めて、管理番号25と同様に自紛の開催状況や自紛における時効取得の完成の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県においては近年協議会に付議することについて農政局に認められたことがなく、協議会に付議する前段階である申出書についても農政局へ提出ができず、協議会によって時効取得に係る紛争が解決できていない状況である。現状では、協議会というオープンな場ではなく、法務局への相談結果を参考に時効取得を認めるか否か農政局内部で実質的な判断がされている。

また、その判断基準が都道府県や国民に示されていない点が問題であり、行政による恣意的な判断がなされていると国民に捉えかねられない。国有農地等が公有財産であることにより、私的財産における時効取得の要件のみではなく、農林水産省独自の基準で運用しているのであれば、その内容と根拠について明示いただきたい。

自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱等で定められた書類提出等の要件を満たせば、当然に協議会に付議することができるようにするとともに、協議会における時効取得の認定に係る具体の基準(必要な証拠資料等を示したチェックリストや資料判断の基準等を策定)を明確にし、協議会にて時効取得にかかる実質的な議論を行うよう検討いただきたい。

以上の内容を踏まえ、協議会においてどのような基準に基づき判断されているか、また付議された実績・付議が認められなかった実績及び時効取得が認められた実績・認められなかった実績等を調査し、その結果を報告いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したが自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

○法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事案の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事案処理を行う観点から、①事案に係る地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。

具体的な支障事例

不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると同時に、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。

なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第 422 条の 3 の規定により法務局へ通知することとなっており、法務局でその情報を確認することが可能。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登録免許税においては、法務局が電子による評価情報を確認して税額算定をすることで、不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、住民にとっては証明書の発行の手間の削減につながる。また、市町村にとっては窓口来所者の削減による行政の効率化が図られる。

根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市

○当市でも、申請者（多くは登記事務を代行する司法書士）が提案団体と同様の証明（登記申請用評価証明書）を申請している。

発行件数は年間約 1,700 件であるが、地方税法第 422 条の3の規定により本来は法務局で通知内容を確認し登録免許税の算定が可能のため、市の窓口及び申請者の負担となっている。

○当市では法務局への固定資産評価額通知は、年に1度、当初賦課が確定したのちに行っており（修正された

評価額については評価が確定した都度)、所有権移転のみの場合には通知を行っていませんが、分合筆、地目変更の際には法務局登記官からの依頼により価格通知書を別途発行しています。法務局と市町村の情報連携が一層進められることで、今後、分合筆、地目変更等の場合についてもデータで評価が通知できるようになれば事務の効率化が図れると考えます。

○当市においては平成31年度固定資産税関係証明の発行件数が合計で15,777件であったが、このうちの多くが不動産の移転登記の際の法務局への提出を目的とした固定資産税評価証明書を発行するものであり、市においては窓口・郵送請求対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口来所・郵送請求の手間が生じている。

○税通等のオンライン化に伴い、市町村と登記所との間で相互のデータの受渡しが可能となるため、評価情報を固定資産課税台帳登録事項証明書の添付に頼ることなく確認できるのであれば事務の効率化が図られるので、市民、行政双方の面からも有効と考える。

○当市は毎月電子データで評価額通知を法務局に提出しているが、同法務局が管轄している別市はデータでの通知を行っていない。現状、自治体によって法務局との情報連携自体にばらつきがあるため、「法務局が電子による評価情報から税額算定をする」という一律な措置基準を設けることで、自治体による差も解消されると考える。

○固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知しているものの、法務局より不動産登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書の発行を求められており、事務負担となっている。

○当市においても、相続等に伴う登記のための固定資産課税台帳登録事項証明書発行が多数ある。相続人等の取得権利者及び分合筆による土地の異動等を確認したうえで全筆・全棟分を発行するため、難易度が高い案件が多く、時間を要することが多い。不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となれば、証明書発行業務の負担は減り、他の行政サービスの質の向上が見込まれる。

○当市においても、不動産登記申請を目的とした固定資産課税証明書の申請者は郵送分も含めて年間(平成30年度)で約1万7千件あり、発行対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口で接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、これを電子化した情報をもとに法務局において登録免許税の算定が可能となれば、これら課題を解消することができ非常に有益である。

各府省からの第1次回答

不動産登記における登録免許税については、登録免許税法において登記を受ける者に納付の義務が課されており(同法第3条)、登記の申請の時までに納付をしなければ申請が却下されることとなり得るものであり(不動産登記法第25条第12号)、登記官は、登記をするときに登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている(登録免許税法第25条)。

また、登記における登録免許税については、租税特別措置法等の規定による軽減措置の適用を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を提供し軽減を受けることとされている。

このように、登記等を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を実行するという制度とされており、登記機関である登記官のみが登録免許税額を個別に算定するという仕組みとする場合には、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があるため、税制の改正の検討が必要であり、対応は困難である。

もっとも、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格については、市町村から毎年通知をしている固定資産税納税明細書等でも把握が可能であり、当該書面を活用し、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくし、申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されたとおり、現在、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体において、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策を検討することとされており、これに従って、引き続き関係府省と検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくす検討を進めていただけることは、大変ありがたい。

まずは、各地方方法務局のホームページや、電話・窓口の問い合わせに対して、市町村での証明取得ではなく、固定資産税課税明細書等に記載されている評価額から登録免許税を計算するような案内を徹底していただき

たい。例えば、補足資料は法務局ホームページに掲載されているものだが、「2 売買を原因とする所有権の移転の登記の場合(1)課税標準 市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市区町村役場で証明書を発行しています。」とある。このような表現を改めていただきたい。また、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進と併せ、評価額情報がオンラインやUSB提供による電子データで通知された場合には、固定資産評価証明書や課税明細書の写し等の添付を求め一切の慣行をなくし、評価額情報は登記所へ通知された電子データによって確認することとしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○評価額が市町村から登記所にオンラインで提供された場合には、登記所において証明書や明細書等の添付を求める一切の運用を廃止し、オンラインで提供された評価額の電子データにより課税台帳価格を確認する運用を検討いただきたい。

○上記の運用が直ちに実現困難である場合、登記所が課税台帳価格を確認するための書類については、申請人及び市町村の負担を軽減する観点から、明細書が望ましいとする運用に一本化し、その旨を住民や法務局、司法書士、不動産業者等に対し、ホームページや通知等により周知いただきたい。

各府省からの第2次回答

市町村から登記所へオンラインで提供された評価額通知の電子データにより課税台帳価格を確認する運用については、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体における市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進の取組の状況を踏まえて、検討したい。

また、登記官が登録免許税の課税標準たる不動産の価額たる固定資産課税に登録された不動産の価格を確認するための書類については、申請人や市町村の負担を軽減する観点から、固定資産課税明細書の活用について、国民や司法書士等に対し、ホームページ等における案内に当たって幅広く周知する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

管理番号	121	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

提案団体

泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

具体的な支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。

今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待っていただくか、申請者に本庁まで行ってもらわなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。

住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。

更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がるのが期待される。

根拠法令等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市

○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。

○当市では、平成30年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。

○利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答

【総務省】

① 転入届、転出届、転居届等について

転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。

転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。

② 印鑑登録事務について

印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。

印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。

③ 交付決定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。

④ 代理人による請求について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。

上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。

【法務省】

戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。

民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。

③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において

交付の可否を判断する必要があり、民間委託になじむものではない。

④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。
したがって、要望に応じることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省の回答について】

①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住基システム・公図等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住基システムへ入力するため問題ないのではないか。

②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で補足したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないか。

【総務省、法務省の回答について】

③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えるため問題ないのではないか。

④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるか判断するため問題ないのではないか。

以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きが出来なくなることは利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。

○転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。

○パートタイムの郵便局職員を地方公務員(パートタイムの会計年度任用職員)として採用する運用ができないか検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、住民基本台帳法上の転出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調製される住民票や市町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基点(トラストアンカー)となるものであるから、対面による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分なものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。

このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。

また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに他律性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいずれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。

【法務省】

③について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。

したがって、要望に応じることは困難である。

④について

戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各界から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。

したがって、要望に応じることは困難である。

なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当省としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立法事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。

または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。

現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市

【支障事例】

債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。

また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。

【制度改正の必要性】

地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。

また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、市税の納付方法別収納件数においては、コンビニは金融機関窓口を上回っている状況(※)であり、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ納付が可能となれば、納付方法の統一がされ、時間や場所にとらわれることなく納付することができるため、債権毎に異なる納付窓口を案内する必要がなくなり、市民の利便性の向上にもつながるため、収納率の向上も図られる。

※

【H30年度市税納付方法別収納状況(件数割合)】

金融機関窓口：15.8% コンビニ：24.3%
 口座振替：59.0% その他：0.9%
 (出所：令和元年度 市税概要)

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市

○コンビニも含め、収納窓口を業務委託するにあたり、全部の歳入を委託できないことが支障となっている。コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。当市の収納件数実績においても、コンビニ収納は銀行窓口収納には劣るものの、年々取扱件数及び金額は増加しており、コンビニ納付が可能となれば収納率の向上が期待できる。

○当市においても個人による市税・国民健康保険税の支払額は、H30 年度で約 11%がコンビニ収納であり、規制を緩和しすべての歳入で市民が納付しやすい環境を整備していくことは、未収発生を抑制し、歳入増の効果が期待できると考える。

○当市においては、市税、水道料金、国民健康保険料等の債権においてコンビニ収納を実施している。コンビニ収納を実施していない債権については、債務者が、日中に就労しているため金融機関に行くことができないなど、納付困難となるケースが発生している。

○現在、コンビニの店頭等での収納は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項、同施行令第 158 条の 2 第 1 項又は他の法令の規定を根拠として、特定の普通地方公共団体の歳入に限って行われている。当市においては、市税や市税以外の特定の普通地方公共団体の歳入を除いて、コンビニ収納ができない。市の視点からは、同じ債務者であるのに債権ごとに異なる納付窓口を案内しなければならない。債務者の視点からは、日中は就労しているため営業時間内に金融機関へ行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに金融機関がないという課題がある。そのため本件の制度改正によって、市の事務軽減と収納率の増加、市民の利便性の向上が見込める。

○当県では、全国規模の収納代理金融機関が少ないことから、県外居住者が県公金の支払をする際に、コンビニ支払は非常に有用であるが、私人への収納委託が認められていない歳入科目については支払方法に苦慮しているところである。当県においても、コンビニ利用者は年々増加しており、全歳入科目で私人収納委託が可能となれば、利便性及び収納率の向上につながる。

○当市でも債権管理室にて複数の債権を扱っているが、重複滞納者に対して収納機関の異なる納付書を発行しており、債権ごとに異なる納付窓口を案内しているため、双方に手間が生じている。

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第 243 条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更するようなことはできない。

特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原則を変更することはできない」理由として、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」を示されているが、現在、収納事務の私人委託が可能な歳入は、地方自治法施行令第 158 条各項及び第 158 条の 2 各項の規定により、「私人委託した際の公表」、「収納した歳入の内容を示す計算書を添えた会計管理者等への払い込み」及び「検査の実施」が義務付けられている。多くの中核市においては、コンビニ事業者に委託しこれらの事務を行っている実績があり、支障が生じているとは承知していない。そのため、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」は達成されていると考えられ、「原則を変更することはできない」理由にはならない。

また、現在、全ての公金について、地方自治法第 231 条の 2 の規定に基づき、クレジットカード又は電子マネー

を利用した納付が可能とされており、私人が公金の収納事務の一端を担っている現状から、現金収納の場面において、原則、私人委託を禁止する地方自治法第243条の趣旨は、現在の技術革新等を加味し、時代に即したものと見直すべきと考える。

なお、中核市市長会の求める措置は、特定の歳入科目ではなく、全ての歳入科目について収納事務の私人委託を可能とすることである。これは、債権の徴収一元化の取組を行う中で、市税とその他の債権を重複して滞納する債務者が存在し、債務者は、コンビニ収納できる債務とコンビニ収納できない債務が併存することの不便さを甘受している現状があるからである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大田原市】

本市においても、令和元年度だけで市内金融機関で店舗の統廃合が2件行われております。昨今の金融機関の統廃合等により、今後ますます最寄りの金融機関が遠くなってしまいう地域が増えてきます。収納事務の私人への委託については、徴収事務を含まない範囲で、かつ事前に当該自治体が発布した納入通知書または納付書により収納する場合にのみ限定することも可能と考えます。クレジットカード等の指定代理納付制度については、収納科目が限定されていないにもかかわらず、公金の収納事務(収納代行)については取扱科目が限られていることについても、市民に理解いただくことは難しいと考えます。市有財産のインターネット公売を行う際にも、物品であれば収納委託が可能であるのに対し、不動産については施行令に定める私人への収納委託ができる歳入科目に該当しないため、納付窓口を別々に案内しなければなりません。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい旨の発言があった。本年の「骨太の方針」において、デジタル・ガバメントの構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いただきたい。また、どのような場で、どのようなスケジュールで検討するのか、示していただきたい。

○上記検討の結論を待たず、個別の歳入科目についても、私人に収納事務を委託しても問題がないことが明らかであるものについては、地方自治法施行令の改正により対応することを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

公金の取扱いを地方公共団体の判断により原則自由に私人に委任できるようにすることについては、現在の原則とその例外を根幹から変更するものであることから、変更することにより生じる問題はないのかを詳細に検証することなど、慎重に検討すべきものだと考えている。

また、公金の取扱いについては、他の財務関係制度とあわせて議論する必要がある。加えて、各種の関係者とも議論を重ねる必要があることから、十分な期間をもって検討を行いたいと考えている。

なお、個別の歳入科目について、現行において私人委託を可能としているものと同様に私人委託を可能とすべきものについて、提案団体から具体的な提案をいただきたい。そうした提案があれば、検討をさせていただきたいと考えている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の経由事務の廃止を求める。

また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の経由事務の廃止を求める。

併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。

都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、経由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。

これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がない情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。

以上を踏まえ、当該経由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。

また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。本県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて経由事務の廃止を求める。

加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて経由事務の廃止を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行

政全体としての事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項、第 78 条の 3、積立式宅地建物販売業法第 54 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大阪府、山口県、沖縄県

○（宅建業法）経由事務の実施に対する対価が措置されておらず、事務上の負担となっている。
 ○宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務については、申請書等の受付件数が多く、事務負担が生じている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約 1 週間の期間を要している。これらの申請書等の情報については、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。申請・届出の都道府県を経由するという義務付けを廃止することで、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第 50 条第 2 項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては経由するメリットが生じていない。大臣あての届出が多数あり、事務負担が生じているため、併せて経由事務を廃止すべきと考える。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県経由事務についても、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難である。

各府省からの第 1 次回答

経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか」について
 ・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応していることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。
 ・都道府県での形式審査に時間を要することになり、免許までに日数が多くかかっている。そのため経由事務を廃止することは、申請者にとって早期の免許取得につながる。
 ・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。
 「都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないか」その他の「都道府県等における支障の有無」について
 ・都道府県は、宅地建物取引業免許事務等処理システムや法による報告・検査権により、大臣免許業者の監督のために必要な情報は得られる。
 ・したがって、経由事務を廃止しても、都道府県に特段の支障は生じないとする。
 ・むしろ、経由事務の廃止により、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などの都道府県の事務負担がなくなるという利点がある。
 以上を踏まえ、宅地建物取引業法第 50 条第 2 項に規定される届出及び積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務も含め、廃止の方向で前向きに検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 建設業において経由事務が廃止された事例を踏まえつつ、経由事務廃止に伴う各都道府県や申請者等における支障の有無等を必要最小限度で早急に調査した上で、提案を実現する方向で検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。
- 事務所以外の施設の設置の届出に係る経由事務の廃止についても、同様に、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。
- 本年の骨太の方針で「書面・押印・対面主義からの脱却等」の方針が示されている中、窓口における対面での手続の必要性は、経由事務を存続させる根拠とはならないのではないか。

各府省からの第2次回答

アンケート調査を実施した結果、届出が郵送による場合、書類に補正が生じた際にやりとりに時間がかかる等の理由により、電子申請を可能とする環境が整わなければ、経由事務の廃止により負担が生じるとの意見が相当数みられた。当該アンケート結果等を踏まえ、電子申請を可能とする環境整備に向けた調査検討を実施する予定であり、経由事務については、当該調査検討を踏まえ、速やかに廃止することとしたい。